

第2章 おわりに

(1) 長所と問題点に関する総合評価

教育は常に地域的課題と要請を担う。教員の養成、採用、再研修も常にその前提としての地域性を有する。子ども達の生き様、風土、生活習慣を理解し、愛してこそ教員が務まり、子ども達の視線で会話ができるのである。この意味で、本質的に教員養成は、大学と地域社会の共同作業であり、各地域に国立の教員養成大学・学部が存在する根拠と考えられる。すなわち、教育を国家の第一使命と考えるのであれば、大学審議会の答申がうたう競争的環境下の各大学の個性化、特色化はおのずから教育大学では限度がある。また、教員養成での教育は、教員免許法で規定されているように、一定の水準を保つための標準的・共通のプログラムが存在する。

1949年5月に奈良学芸大学(1966年4月、奈良教育大学と変更)として発足以来、本学は、一貫して奈良県を中心とする幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び養護学校教員養成を主目的として、その社会的役割を果たしてきた。一方で、学校教育の内容・あり方・方法を巡る基礎的・応用的研究を推し進めてきた。本学は、深い学識と広い教養、そして人間形成に関する専門的識見を通して、わが国戦後の教育理念実現に直接かつ主体的に貢献する教員の養成をもって、その責務を果たしてきたと自負できる。すなわち、教職に対する情熱・使命感、子どもに対する教育的愛情、子どもの心の悩みを把握し理解する力、人間性尊重の精神に裏付けられた豊かな人間性、教科指導・生徒指導に関する現代的専門的知識・技能、社会の変化に適応するための課題解決能力、幅広い教養を基礎とした実践的な指導力を有する人材の育成に努めてきた。国立の小規模な大学《一学部で教員数118名、学部一学年定員255名、大学院修士課程一学年定員60名》の特徴を生かし、教育・研究上の施設・設備の充実での有効な利用を図るとともに、コンパクトなキャンパス(高畑団地)における教員と学生の日々の交流を通じての人間教育が教員養成の成果と評価できる。

大学院は、全国の教育大学では比較的早期の昭和58年にスタートし、教育学研究科として現在11の専攻で構成されている。「奈良教育大学大学院は、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員を養成することを目的とする」と大学院規定にうたわれている。大学院の整備での研究活動での高い水準を有すると考えられる。また、上記の目的を達成するために、教育課程の充実をはかるとともに、奈良県からの派遣教員の受入れを積極的に行い、そして昼夜開講の拡充として、夜間コースを設置した。したがって上記の趣旨に沿う教員の養成に着実に貢献してきた。問題的としては、11専攻への学生定員への充足率がアンバランスが指摘できる。

本学は、国立大学であり、その目的・理念は憲法、教育基本法及び学校教育法等の諸規定に基づきながら、その社会的使命・役割を常に模索してきた。近年の国際化・情報化、

更には高齢化等の新しい時代を迎え、学校以外での教育者・指導者、生涯学習に対応できる人材養成のため、必要な学部の改組・再編に取り組んできた。平成7年度、広範な分野の科学・学芸・技術の履修が可能な教育学部の特性と、教官スタッフの研究における蓄積と潜在的可能性を生かして、総合文化科学課程(新課程)の発足に踏み切った。他の国立大学の教育学部は、教員採用率の減少により昭和63年頃より新課程をいっせいに設置したが、本学はこの設置に向けて将来構想委員会を中心として、慎重に検討を重ねての結果として“おそい”設置となった。新課程設置と併行して、いじめ・不登校等現在の新たな教育課題を見据え、実践・臨床的力量・資質を持った教員の養成プログラムが検討されてきた。平成11年度には、大幅な学部改組が行われた。従来为学校種別に対応する教員養成課程を、「学校教育教員養成課程」に統合した。それに連動して、新たな学術展開を目指して平成7年度に開設された総合文化科学課程を、「総合教育課程」に拡充・再編し、計2課程の学部構成となった。

学校教育教員養成課程は、4コースから成り、2回生からは15履修分野のいずれかに分かれて学修する。このうち、本学の教育の1つの特色を反映した「生活科教育履修分野」には4コースいずれからでも配属できる。学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を機軸にすえて実践力豊かな教員を養成する本課程の目的を実現するために、卒業要件として、異校種複数の一種《主に小学校一種、中学校一種》免許状所要資格の取得を義務づけている。

総合教育課程は5コース・11専修から成り、多様な社会的、地域的ニーズ及び生涯学習社会への専門性を持った人材の育成を図る趣旨で発足した。平成9年4月の小杉文部大臣の「教員養成課程5000人削減」計画と平成9年7月の新免許法答申と、困難で緊急な外的要請があったにもかかわらず、本学が主体的に教育大学として学部改組を行った成果は評価される。学問の普遍性、国際性を念頭に置きながらも、時代や奈良県を中心とした地域の要請に的確に答えていく体制を取っている。学部の2つの課程それぞれへの担当、副担当教官を明確にし「どの先生が自分の面倒を見てくれるのか」の指導責任を打ち出した。この体制は評価できるが、ほぼ2つの課程の学生定員は等しい(学校教育教員養成課程130名、総合教育課程125名)にもかかわらず、それぞれへの担当教官数(102名と73名)が少しアンバランスである問題点がある。両課程とも、1回生前後期に「基礎ゼミナール」を実施し、大学教育の意義を学生に理解してもらうカリキュラムは評価できるであろう。また、教育・指導力の向上をめざし、F.D.(Faculty Development)を、他大学に比べても、より積極的に実施していると自負できる。小規模大学の利点を生かし、教員と学生、あるいは教員同士のコミュニケーションが充分持たれていると評価できる。しかし、現状で教員同士のコミュニケーションが授業数のスリム化、精選等への取り組みの活動に充分反映されていない問題がある。

社会や学校現場の近年の急速な情報化、特にインターネットの普及は、かつて人類が経験した事の無い社会構造の変質や価値観の変化を与えている。本学は、学内キャンパスネットワークの整備と情報利用環境の充実に努力してきた。大学の規模が小さい事情も幸い

して、教職員・学生にオープンなインターネット利用を提供していると自負できる。また、学部共通科目「情報機器操作」を1年次(1回生)前期で、全員に必修としてリテラシー、インターネット利用、情報倫理的内容を課している。4年間の学生生活に必要なコンピュータ利用の基礎を修めさせ、学習効果を高める意義が評価される。このように大学全体が「情報基地」として機能しているにもかかわらず、それを支える人的体制は不十分と言わざるを得ない。情報システムやネットワークの維持・管理が一部の教官のボランティアに依存している現状は明らかに問題である。

本学は奈良県北部(“北和”と呼ばれる)の位置で大阪の衛星都市的地域にあるが、幸いにも自然と緑に恵まれた環境と言える。野外実習や自然観察に適した土地柄のため、自然体験に乏しい大学生には感性や観察能力を磨く良い機会・経験となっている。この機会たるフィールドワークや屋外授業が多く展開(例:総合演習、生活科)されている事は、本学のカリキュラムの一つの特色となっている。本学の附属施設としての、自然環境教育センターの奈良実習園と奥吉野実習林での生物及び自然に関する実験・実習・観察等は特色ある環境教育を提供している。これは、奈良県の風土・環境・地域性を会得した教員を育てるといふ本学の養成方針に沿う。

施設・整備は、本学の教職員と学生の人数規模とキャンパス面積を考慮して、ほぼ妥当と言える。ただし、平成11年度からの学部改組に伴う2課程での学生定員再編、及び各講座の教官人数の現状が研究室・ゼミナール室の部屋配分と必ずしも対応していない問題を抱えている。教育組織の規模を反映した再配分が早急に必要である。図書館は、人権教育関係図書・郷土関係資料等を中心に小規模大学としては充実した蔵書と言える。また、インターネットの情報伝達システムが普及し、研究・教育を促進する情報検索サービスを提供している。文学部や理学部等と異なり教育学部1つの単科教育大学で、学術的専門領域が多岐にわたるため、専門書の蔵書がやや少ない点は仕方が無い。しかし、それを補償する文献複写依頼のシステムが確立しているため、研究上の文献調査ハンディはほとんど無くなっている。

平成12年度、従来の教育実践研究指導センターが教育実践総合センターへ改組された。このセンターは、教育学部の附属施設でありながら、改組後の学部と肩を並べる重要な研究・教育の役割を果たしている。情報教育、人権教育、教材開発、教育実習、教育相談と教員養成と全学授業への加担、及び今日的課題としての学校病現象への対応等、その精力的な活動は充分評価される。今後、更に学部教官との連携・協力による実践的・臨床的教育と研究の発展が期待される。また、奈良県下の様々な教育機関との連携・協力の大学側窓口として、その役割・機能は益々重要となる。

国立の単科大学である本学において、管理・運営上の組織として、まず教授会が挙げられる(評議会は存在しない)。ただし、学長のリーダーシップを発揮し、その決断と実行を円滑化する大学の組織体制、学長補佐体制、が平成12年度より発足した。この年度は試行期間と位置付けられ、学長を中心とする執行機関と審議機関たる教授会が有機的連携と親和性を持って機能するシステムが求められている。平成12年5月現在、国立大学の法

人化も現実化の動きにあり、上述の試行期間の状況と併せて、管理運営構造全体が不透明な段階にある。どのような構造になろうとも、それが教育・研究の活性化につながる事が第一条件である。

今回の本学の加盟申請にあたり、その第2章で要請された11項目に加えて、(12)「国際交流の推進」と(13)「地域・社会との連携・協力」の項目を含めた。(12)の国際交流については、組織面、人的配置面・資金面で大学として積極的に活動していると評価できる。留学生の派遣と受入れの取り組みが本学の教育・学術交流・学生生活の活性化に寄与している。地域社会との連携・協力は奈良県における本学の役割として、重要な位置付けにある。大学規模を勘案すれば、組織的及び個人単位での地域との協力・共同研究が推進されており、独立した項目(13)として、その実態を記載した。

本学が、わが国のみならず国際社会のなかで、高等教育機関として、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究するためには、不断に自己点検・評価を行うとともに、公正かつ客観的な外部評価を受けることが重要である。この認識の下、今回大学評価申請を行うこととした。

(2) 改善・改革のための方策と、その全体的効果に関する今後の見通し

本章の第1項目で、総合評価を記述した。大学として、今後、改善・改革を図る必要がある事項と、その優先度が明らかになったと考えられる。まず、それらの7つの事項を列挙する。

奈良教育大学 改善・改革すべき項目（優先順位）

- (2) - 1 学長補佐体制の確立。
- (2) - 2 学部教育の充実。ファカルティ・ディベロップメントの推進。
附属校園との連携協力。
- (2) - 3 入学生受け入れ教育理念(アドミッション・ポリシー)の確立。入試方法の検討。
- (2) - 4 大学院カリキュラムと教育研究体制の充実、より積極的な現職教員の受け入れ。
- (2) - 5 3つのセンターの発展。その活動実績成果の大学院・学部教育への還流。
- (2) - 6 大学間連携(単位互換、SCS、関西連合大学院教育学研究科(博士課程))。
- (2) - 7 地域・社会との連携・協力及び生涯学習機会の拡大。

(2) - 1 学長補佐体制の確立

第2章項目(10)「管理運営」で、本学で構築された体制が示された(図10-1)。学長を頂点とした執行機関と審議機関の明確な役割分担であった。この体制作りの契機は、平成10年10月の大学審答申であったことは否定できないが、内在的にも各教官の研究・教育環境の保証のため、過度の管理・運営の負担を避けるべきとの要請があった。図10-1の枠組みのもと、学長のリーダーシップが発揮し、学長補佐、運営会議、教授会と各委員会及び研究科会議が有機的連携を図り、管理・運営が円滑にかつ効率的に推進される必要がある。このシステムが定着し、教育・研究が促進され、結果として学内ポテンシャルが向上するべきである。図10-1の体制を形骸化させてはならない。

(2) - 2 学部教育の充実。ファカルティ・ディベロップメントの推進。附属校園との連携協力。

学部教育の充実の点では、大学設置基準にも規定されているように、本学の設置理念を踏まえ、学生に対する「教育」意識をいっそう高めることが要請される。授業シラバスは既に整えられてきたが、現実に展開されている授業そのものの改善改革はなおこれからの課題となっている。大学の教育でも、特に多くの時間を占めている「講義」は、本学のような小規模大学においても受講学生数が比較的多く、その目標・内容・方法の相互関連を吟味しつつ、いっそうの改善が求められていると言ってよい。この問題意識のもと、F.D.の取組が平成11年度から開始され、その成果は『教育大学における授業の創造』(平成11年度FD推進経費報告書)としてまとめられた。勿論こうした活動はまだ緒についたばかりであり、本学の理念、課程の性格を踏まえた教育の内実をいっそう充実・発展させるために、このF.D.活動を軌道に乗せ推進していかなくてはならない。平成12年度のF.D.は教育活動そのものについての研究・研修を深めると共に、F.D.推進のための組織体制を検討し一定の結論を得ることにしている。

教員養成大学において、実践的力量形成や実験的・実践的研究は不可欠であり、附属学校との連携協力は欠くことができない。これまでも教育実習やその事前・事後指導また「教職の意義」等に関する科目においては、学部と附属の連携協力の下に教育活動が展開され所期の成果を得ている。また「生活科」や「総合的学習」等についても教育総合実践センターを媒介として共同研究プロジェクトが組まれたり、いくつかの教室(講座・グループ)と附属の教室(教科)とが連携して研究活動を展開している。ただ、こうした共同は意欲的な一部の人々の努力に委ねられている側面があり、こうした連携が全学的広がりをもたら、その成果が学部全体の教育のあり方に反映されることが更に求められている。これまでの連携協力の蓄積を基礎としながら、今後、学部附属学校運営協議会を組織主体として、制度的・組織的な教育・研究活動の連携のあり方を論議し、その共同協力関係を深化、拡大していく必要がある。

(2) - 3 入学生受け入れの教育理念の確立。入試方法の検討。

第2章項目(3)(a)「入学者選抜の方針と方法」で、平成11年度の学部改組に従った新しい入学者選抜の方法が説明された。教育学部の2つの課程のうち、学校教育教員養成課程では、小学校、中学校の複数免許取得《幼稚園、小学校等の他の複数免許の取り方もある》が義務付けられており、義務教育段階の教員を養成する。小学校の全教科対応の素養が受験生に要求される。この一定の基礎学力に加え、教員としての人間性、集団協調性、指導意欲等が受験生に望まれる。対して、総合教育課程ではある専門分野にすぐれ、問題解決・表現能力を持った人材の育成をめざしている。よってコースごとの入試方法につき、それぞれの特色を持つ一定の自由度があってよい。しかし、平成11年度発足した新しい学部体制で、入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー: admission policy)が客観的・透明性のある体裁で明確になっているとは言い難い。教育学部のそれぞれの課程で、“高校—大学 一貫教育”と呼べるくらいの入学者受け入れ方針の明確化と、それに沿った入学選抜の方法を策定すべきと自覚している。

(2) - 4 大学院カリキュラムと教育研究体制の充実、より積極的な現職的教育の受け入れ。

第2章(4)教育課程 ②大学院研究科の教育課程の項で、現状と将来への課題が挙げられた。今後、教育・研究が有機的なつながりを持ち、それらの質を高める事は、研究科として当然の課題である。加えて、本大学院は学部学生以外の現職教員を修士学生として広く受け入れており、地域の教育の再教育に貢献という機能も有する。

奈良県の現職教員の大学院での研修主目的は、

1) 児童・生徒の理解と問題への対応 2) 実践的指導法の習得 3) 専門的知識の習得の3点であって、これらの要請に対する研究科としての取り組みが必要である。具体的な検討項目として、

イ. 大学院現職教員研修プログラムの確立。

ロ. 各専攻での研修プログラムとして必要な講義の設置。

ハ. 大学院修了後のフォローアップの学会設置等の検討。

が挙げられる。

平成11年度の学部改組で、教育学部は、ほぼ同じ学生定員を持つ学校教育教員養成課程(130名)と総合教育課程(125名)に再編された。現行の大学院は、当然、前者の課程と対応している。後者の課程の学生には、幅広い教育者としての素養と学際的な専門性が教育されている。現行では存在しない勉学、研究の意欲を持った学生達への進学希望を適確に受け止める組織が必要と思われる。すなわち、大学院に本学の特色ある専門性を高度化・発展させる役割を検討すべきであろう。

(2) - 5 3つのセンターの発展。その活動実績成果の大学院・学部教育への還流。

それぞれのセンター固有の活動目標に加えて、センターの業務として、学部、大学院の

教育・研究内容をそれぞれのセンターの立場から補完したり、支援したりする機能をもっている。同時に、それぞれのセンターの機能の独自性を生かした地域社会への貢献（例えば、研修会・公開講座の開催、教育相談、教員へのコンサルテーション、研究会・講演会などへの講師）の窓口にもなる。特に、教育実践総合センターは、学部改組の大きな方針の1つであった地域社会との連携・協力、地域社会への貢献の窓口として、また実践者として機能することを目標に掲げられていた。そのためにも県教育委員会や市町村教育委員会、学校教育の現場と密接なつながりを持ち、地域社会のもつニーズに対応できるような組織態勢と活動内容の構築が求められる。

◎教育実践総合センター：大学としての地域貢献への窓口、hubの役割を果たすことが求められた。4部門のそれぞれの実践的研究、実践的貢献の成果は、徐々にではあるが学部・大学院の授業に生かされている。特に、社会的教育問題への対応が、期待される教育臨床部門の新設により、地域社会、付属校園などの保護者、児童・生徒、教師に対する相談活動から得られた実践事例、成果が蓄積されつつある（11年度相談件数のべ100件）。学部での授業担当に加えて、今年度より大学院での授業（学校臨床特論、演習）が開講されたので、その成果が授業内容においても発揮されることになった。相談活動業務、及び県下の学校関係職員への研修業務を軌道に乗せ、充実したものとするためには、相談業務に対応できる事務職員の配置を含め、相談システムの構築が早急に検討される必要がある。

◎自然環境教育センター：

生涯教育や学校教育の中での環境教育の展開に向けて、これまでの研究・実践的活動の成果を学部や大学院での授業（例えば、「生活」、「野外実習」など）の中に反映できる段階になっている。特に、体験学習への対応という観点から、実習園や実習林からなる自然環境教育センターの役割は重要である。さらに教科として注目されている総合的学習では、「環境」という観点から今後、ますます実習園や実習森の活用が重要視されるだろう。これまでも積極的に行われてきた付属実習園や実習林を活用した公開講座の開催や研修会など地域社会の人々に対する貢献も重要度を増してくるだろう。

◎情報処理センター：

情報化社会において情報処理能力を発揮できるように、種々の情報処理や情報教育など関連の授業を通して学生の情報処理リテラシーの育成と向上を目指していくことが重要な課題である。本学のまた、情報教育及び関連した研究での特色を鮮明にするために、全額的な情報システムの維持・管理体制を構築する必要がある。そのための人的確保などについての早急な検討が課題である。

いずれのセンターにおいても、研究、実践活動の成果は、大学院・学部の授業内容に還元されつつあるのが現状である。それぞれのセンターでの研究、実践活動の成果が積極的

にカリキュラムの中に還元されることを推進する組織的検討が必要である。

(2) - 6 大学間連携（単位互換、SCS、関西連合大学院教育学研究科（博士課程）構想）。

近畿地区、奈良県内の大学間連携については、それぞれの大学の独自性を生かしつつ、連携する大学との相互互惠性を基本にして連携をもつことを積極的に検討してきている。近畿地区、奈良県内の大学間連携として、この数年来の進行中のテーマには、単位互換、SCS、関西連合大学院教育学研究科（博士課程）の問題がある。

・単位互換：

大学院レベルでは、奈良県内の奈良女子大学の大学院、及び近畿地区の5大学（奈良教育大学、大阪教育大学、京都教育大学、滋賀大学、和歌山大学）の大学院単位互換制度が設けられている。なお、利用の実績は、それほど多いものではない。本学の院生の利用よりも、他大学からの利用の方が若干多い。

学部レベルでは、姉妹校協定を結んでいる外国の大学との間には単位互換制度が設けられているが、国内の大学間では存在しない。平成11年度の3大学連絡協議会（奈良教育大学、大阪教育大学、京都教育大学がメンバー）において、3大学間の連携の一環として単位互換制度を制定する案が提案された。平成13年度をメドに単位互換制度の制定に向けて、3大学連絡協議会を中心とした検討が進められてきた。なお、単位互換制度を活用したいという本学学生のニーズは約74%で、さらに学習分野を広めたいという理由が多かった。現在、構成大学での実情に応じた検討を進め、具体化に向けての検討が進んでいる。

一方、奈良県内では、奈良女子大学との間で単位互換制度制定に向けての検討が学生部を中心として始められているが、大きな進展には至っていない。早急に検討がなされる必要がある。

・SCS (space collaboration system)：

SCSを活用した大学間連携として2つの活動がある。その1つは、平成11年度から実施されているSCS特別講義「教育学」と「教育臨床」である。教育実践総合センターの教官が受信及び授業を担当を行っている。開講時間は、毎週18時から19時30分の90分間である。全国の参加国立大学間で、双方向的授業が行われている。大学院生、学部学生、学外者として現職教員などが参加している。これらを、正規の授業としての活用の是非について、今後、検討が必要である。

2つ目として、平成11年度、奈良教育大学と京都教育大学、大阪教育大学の3大学SCS担当者の間で、SCSを活用した共同授業、共通授業の可能性について実験的な試みがなされ、技術的な可能性が確認された。現在は、運用についての今後の検討に入っている。

今後、学内の関連委員会にて、SCSを活用した会議、授業、研究会、研修会などの開催について、大学間連携の手段としての本格的な検討が必要となっている。

・関西連合大学院教育学研究科（博士課程）：

大阪教育大学を基幹大学として、近畿地区の5大学（奈良教育大学、滋賀大学、京都教育大学、和歌山大学）が参加して検討を行い、これまでも毎年文部省に概算要求を行ってきている。

その概要は、教育現場の教育行政に関わる高度専門職的教職員、教科教育と教育実践の大学教員、研究者、教育新分野の専門職・研究者の育成を目的とした3年制の博士課程である。完全昼夜開講制で、現職の教職員等に対する進学機会拡大を図っている。開講は、参加大学のキャンパス及び基幹大学の天王寺地区をメイン・サテライトと位置づけている。

大学の新たな発展と拡充を図るためにも、実現に向けての要求と同時に、その担当者として積極的に役割が担えるように教官自身の研究業績の向上に努めることが重要である。

連携内容に関しては、実現可能な内容から積極的に検討、着手することが大切である。

（2）－7 地域・社会との連携・協力及び生涯学習機会の拡大

1) 地域・社会との連携・協力に関して

本学教官個人としての地域・社会への貢献は、講演・講習会の講師、研究会の指導・支援、審議会その他の団体役員、相談活動、共同研究調査などが行われているが、担当教員の数や活動内容は大学規模からは活発と評価できるであろう。大学全体としての取り組みとして、奈良県立教育研究所との連携や本学での教育実践総合センターの設置により、地域の学校に有益な情報提供や実践指導などが可能になると考えられる。しかし、これらは今年度スタートしたものであり、環境的に整ったが、これを十分機能させるための実践的な方法論の確立が今後の課題であろう。

2) 生涯学習機会の拡大に関して

本学では公開講座、現職教員の受け入れ、教育関連職員の免許・資格に関する講習会を積極的に実施すると共に、生涯学習に関わる人材養成の場として総合教育課程に生涯教育学習コースを設置している。公開講座は教員養成学部の特徴を生かして、スポーツを初めパソコン教室などの多くの講座が開講されており、地域に多くの貢献をしていると思われる。現職教員の受け入れに関しても大学院と特殊教育特別専攻科で受け入れており、多くの現職教員が学んでおり十分機能していると思われる。教育関連職員の免許・資格に関する講習会に関しても、社会教育主事講習会や図書館司書教諭講習等を積極的に行っており多くの参加者がある。しかし、本学が行った奈良市民に対する調査結果からも明らかなように、施設・設備といったハード面以上に地域住民を対象とした各種行事、ボランティアなどのソフト面での大学開放の欲求が高い。このような要求に応じていくためには、各講座やセンターが個別に運営している現代の状況を「生涯学習センター」の設置を、全学的な取り組みにしていくことが必要である。

今後、本学のみならず教育大学として、以下の検討すべき点検・評価の視点が存在する。

これらの点検・評価を行う場合の第三者として、県の教育委員会・県下の公立学校関係者、地域社会への貢献度が評価できる地方公共団体等が考えられる。また、日本教育大学協会等の機関を通じての教育大学間の相互評価が適当であろう。

教育大学としての、点検・評価の視点

(1) 教育評価・・・シラバスの構造化、及びそのホームページでの公開により、一般の社会の評価を受ける。学生の授業評価。学校が拠って立つ家庭や地域社会を視野に入れた教育。各論に流されず、各教科の基礎・基本を抑えているか。ファカルディ・デベロップメントの定期的実施。

教育活動と結びついた実践報告や事例研究等の教育業績としての評価。

(2) 研究評価・・・各教官の自己研究傾斜から、教育との密着度の自己点検・評価姿勢の定着

(3) 地域・社会での活動・貢献・・・これらの活動の評価は研究・教育のそれと比べて困難であり、日本教育大学協会等での1つの基準作りが望まれる。ただし、前提で述べた教員養成と研修が大学と地域社会の連携である趣旨の具体化の活動には高い評価が与えられるべきである。

(4) 就職率・教員研修・・・単年度の卒業生に占める教員就職（採用）率ではなく、教員需給の可変性からも、比較的中・長期の率を尺度とすること。また、図書館、博物館、生涯学習関係の機関・施設・教育産業への就職率も評価基準に加えること。

更に、教員の「研修（再教育）機関」としての実績の考慮。

要は、教員養成の目的を明確に意識し、各教官が研究・教育の健全な相関をはかること。このための自己点検・評価に努めること。第三者による点検・評価を謙虚に受けとめ改善することが肝要である。